

奈良教育大学「中等教科教育法（家庭科）」出前授業

対象・日時	2020年10月20日（木）家庭科教育専修3年生 4名
テーマ	消費者トラブルの実態と中学・高校における消費者教育
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター、消費者トラブル相談件数 ・ 成年年齢引き下げと10代20代の消費者トラブル ・ 消費者問題と消費者行政、消費者の権利と責任 ・ 契約の基礎知識（契約とは、契約クイズ、未成年者取消、クーリング・オフ制度） ・ トラブル事例紹介 ・ DVD視聴 「消費者トラブルとさようなら」契約編、SNS編 ・ 消費生活センターの消費者教育事業、教材紹介 ・ 小学生対象の教材作成について
授業の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの学生が教員志望とのことであり、学生自身のトラブルを防止することに加えて、成年年齢が18歳に引き下げられることによって中学校や高等学校での消費者教育が一層必要になること、家庭科の限られた時間の中で何をどのように授業で取り上げたらよいかについて説明しました。 ・ 学生からは「消費生活相談件数と被害額に驚いた」「これまでトラブルの経験がなかったので自分は大丈夫と思っていたが、誰しも被害者になってしまう可能性があることを実感した」「成年年齢引き下げによって、若い世代への消費者教育の必要性を強く感じた」「教員となった時は、今回学んだ消費者としての正しい知識を教えられるようになりたい」「クイズ形式で授業を進める方法を体験して、自分で考えることで印象が強くなることがわかったので実践したい」といった感想がありました。 ・ 現在、小学生が楽しく学べる消費者教育教材の制作を学生と共同で進めています。学生にとって実践的な学びの機会となることを期待しています。